

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

#### 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「又は」を「若しくは」に、「行っている者」を「行っていた者」に改め、同号ア中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、「された区域」の次に「（檜葉町の一部）」を加え、「平成26年（平成27年7月までの場合にあつては、平成25年）」を「平成27年」に、「平成27年度」を「平成28年度」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「平成27年4月分」を「平成28年4月分」に改め、同項第9号及び第10号を削り、同項第8号中「しているため」を「していたため」に、「行っている者」を「行った者であつて、上位所得層に該当しない世帯に属するもの」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「なっている者」を「なっていた者」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

（6） 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難指示解除準備区域に属する世帯であつて、平成26年度以前に解除された区域の上位層に該当しない世帯に属するもの

別表中「

<p>第 2 条 第 1 項 第 5 号に該当する者</p>	<p>被保険者の保険料額の全部</p>	<p>平成27年度相当分の保険料額であって平成28年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第 2 条 第 1 項 第 5 号に規定する内閣総理大臣の指示があつた日の属する月以降の額。ただし、上位所得層に該当する世帯については平成27年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額</p>
<p>第 2 条 第 1 項 第 6 号に該当する者</p>	<p>被保険者の保険料額の全部</p>	<p>平成27年度相当分の保険料額であって平成28年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第 2 条 第 1 項 第 6 号に規定する原子力災害対策本部長の指示があつた日の属する月以降の額。ただし、当該指示が解除された地域については、この限りでない。</p>
<p>第 2 条 第 1</p>	<p>被保険者の保険料額の全部</p>	<p>平成27年度相当分の保険料</p>

<p>項第7号に該当する者</p>		<p>額であって平成28年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第7号に規定する原子力災害対策本部長の指示があった日の属する月以降の額</p>
<p>第2条第1項第8号に該当する者</p>	<p>被保険者の保険料額の全部</p>	<p>平成27年度相当分の保険料額であって平成28年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第8号に規定する特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の属する月以降の額。ただし、当該指示が解除された地域については、この限りでない。</p>
<p>第2条第1項第9号に該当する者</p>	<p>被保険者の保険料額の全部</p>	<p>平成27年度相当分の保険料額であって平成28年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する</p>

		額であって、第2条第1項第9号に規定する特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の属する月以降の額
第2条第1項第10号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	平成27年度相当分の保険料額であって平成28年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第10号に規定する特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の属する月以降の額。ただし、上位所得層に該当する世帯については平成27年4月分から9月分までに相当する月割算定額

」を「

第2条第1項第5号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	平成28年度相当分の保険料額であって平成29年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項
-----------------	--------------	---

		第5号に規定する内閣総理大臣の指示があった日の属する月以降の額。ただし、上位所得層に該当する世帯については平成28年4月分から9月分までに相当する月割算定額
第2条第1項第6号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	平成28年度相当分の保険料額であって平成29年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第6号に規定する平成26年度以前に指定が解除された日の属する月以降の額
第2条第1項第7号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	平成28年度相当分の保険料額であって平成29年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第7号に規定する原子力災害対策本部長の指示があった日の属する月以降の額
第2条第1	被保険者の保険料額の全部	平成28年度相当分の保険料

<p>項第 8 号に 該当する者</p>		<p>額であって平成29年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第 2 条第 1 項第 8 号に規定する原子力災害対策本部長の指示があった日の属する月以降の額</p>
<p>第 2 条第 1 項第 9 号に 該当する者</p>	<p>被保険者の保険料額の全部</p>	<p>平成28年度相当分の保険料額であって平成29年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第 2 条第 1 項第 9 号に規定する特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の属する月以降の額</p>

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は、平成29年 3 月 31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支給日）が到来する平成28年度の保険料額について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。